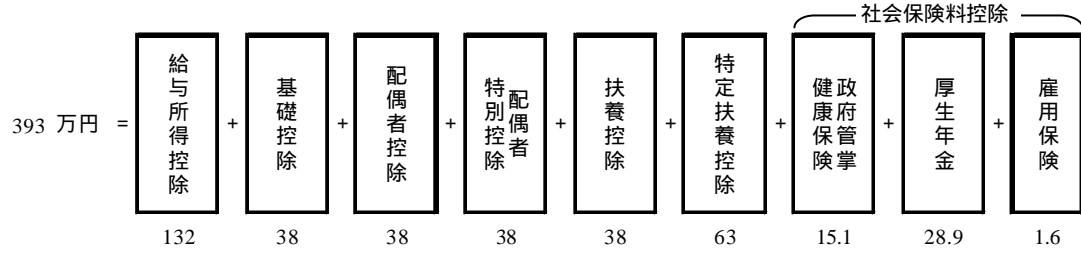


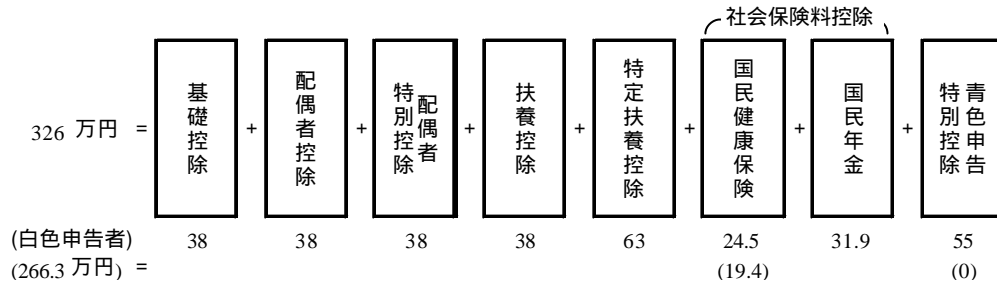
図表 2 - 6 世帯業態別の課税最低限

片稼ぎ世帯での比較

A 給与所得者



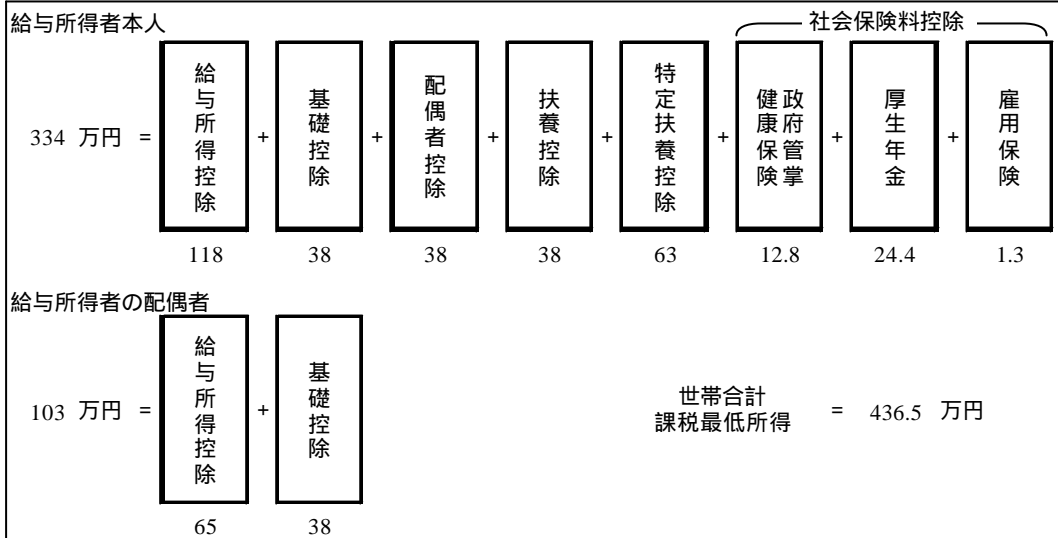
B 事業所得者



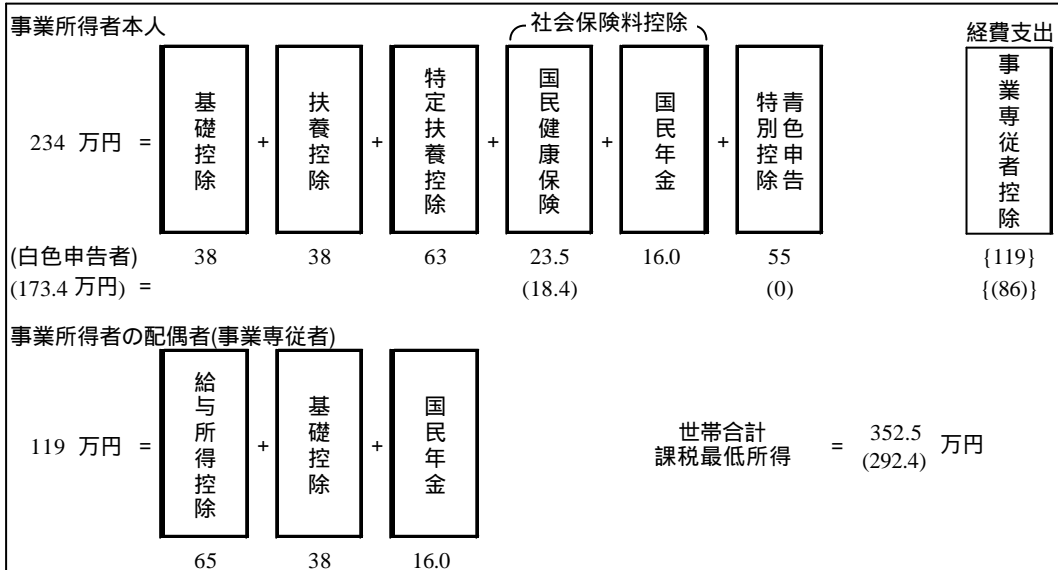
図表 2 - 6 世帯業態別の課税最低限

共稼ぎ世帯での比較

A 給与所得者世帯

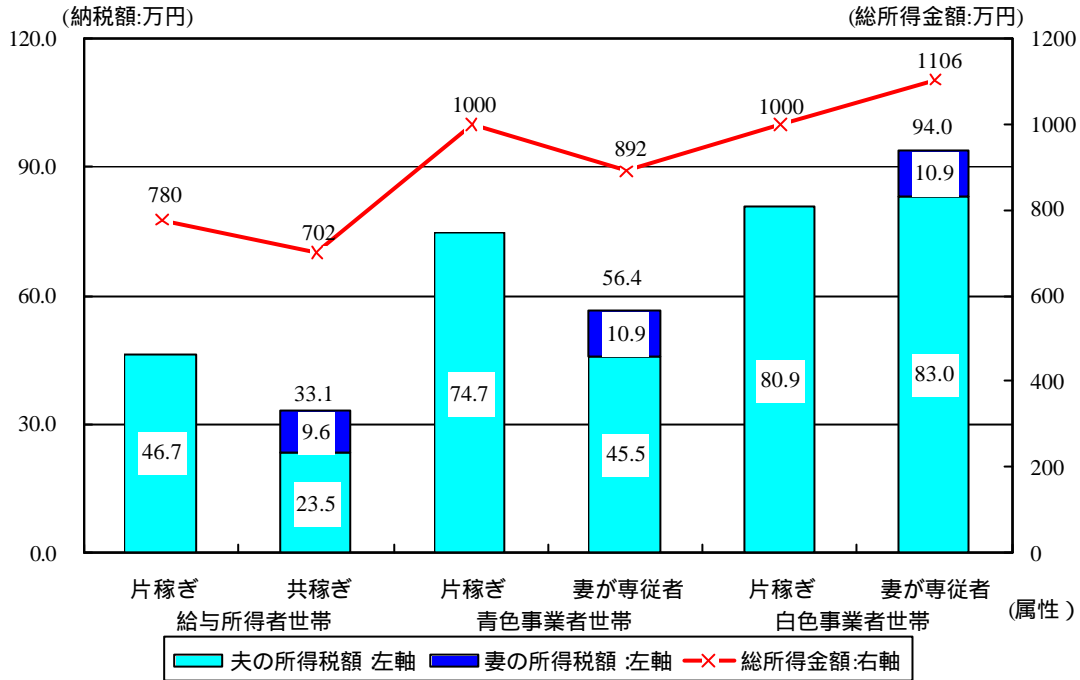


B 事業所得者世帯



- (備考) 1. 夫婦 2 人(1 人は特定扶養控除対象)の給与所得者及び事業所得者世帯に対して、
 2. 給与所得者は中小企業が多い政府管掌健康保険に加入し、その妻はパートタイマー(雇用保険対象外)とする。介護保険については共に考慮しない。
 3. 事業所得者については、国民健康保険の支払い義務者である世帯主(本人)が世帯の国民健康保険料を負担。国民年金は収入のない配偶者の分は世帯主が負担。
 4. 詳細については付注 1 を参照。

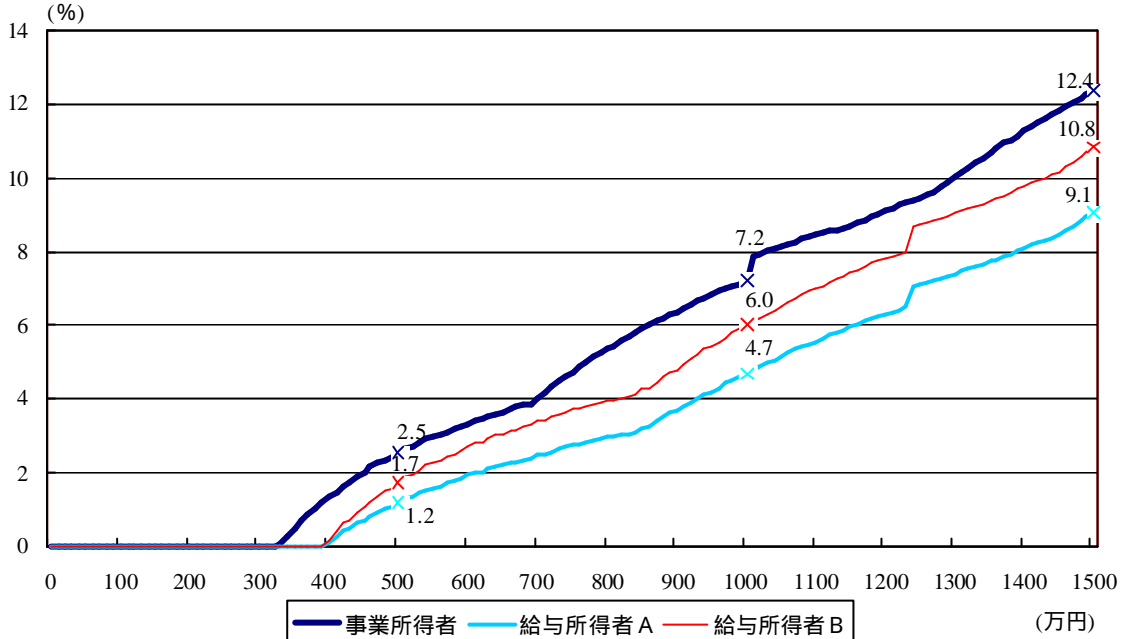
図表 2 - 7 世帯の税引き前所得が等しい場合の世帯業態別税負担の相違



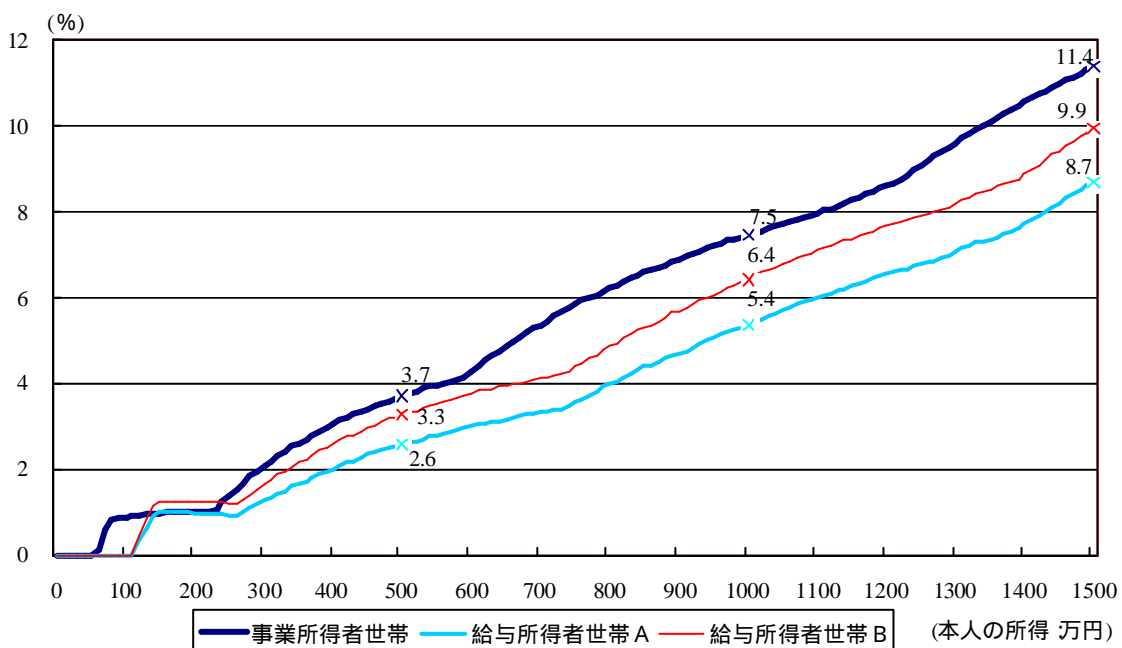
- (備考) 1. 世帯の税引き前所得を 1000 万円とした場合の総所得金額及び納税額(国+地方)を世帯業態別に算出。共稼ぎの給与所得者はそれぞれ 700 万、300 万を稼得、妻が専従者の場合は妻に給与として 300 万円を支払い、それを経費として差し引いた後の所得が 700 万円とした。
2. 世帯構成は夫婦二人の標準世帯を仮定。
3. 給与所得者は給与収入、事業者は事業所得(青色申告特別控除前)をもって所得とした。なお、総所得金額の定義は税法上の定義(給与所得及び事業所得)である。
4. 白色事業者については、妻に支払った 300 万円の内、経費として認められる分は白色事業専従者控除(配偶者分)の 86 万円となる。

図表 2 - 8 事業所得者と給与所得者の実効所得税率

片稼ぎ世帯での比較



共稼ぎ世帯での比較



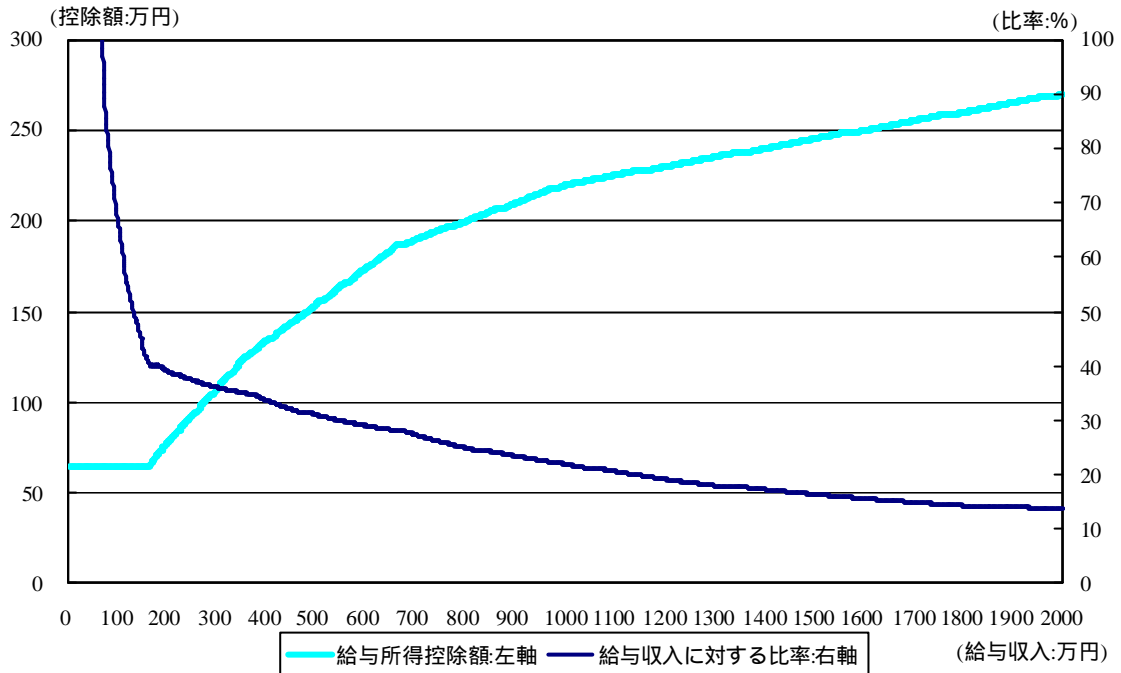
- (備考) 1. 夫婦 2 人(1 人は特定扶養控除対象)の給与所得者及び事業所得者について、 は片稼ぎ、 は共稼ぎ世帯として作成。 の事業所得世帯の妻は青色事業専従者、給与所得世帯の妻は給与所得者とし、その所得額については付注 1 で得られた専従者給与の額を用いた。給与所得者は健康保険組合、厚生年金、雇用保険加入、事業所得者は国民健康保険、国民年金加入とした。
2. 実効所得税率は事業所得者 = 所得税額 / (事業所得(青色申告特別控除前))、給与所得者 A = 所得税額 / 給与収入、給与所得者 B = 所得税額 / 給与所得とした。実効所得税率は事業所得者 = 世帯の所得税額 / (事業所得(青色申告特別控除前) + 妻の専従者給与)、給与所得者 A = 世帯の所得税額 / (給与収入 + 妻の給与収入)、給与所得者 B = 世帯の所得税額 / (給与所得 + 妻の給与収入)とした。
3. グラフの横軸は事業所得者本人の事業所得及び給与所得者本人の給与収入。

図表 2 - 9 給与所得者の年収階級別経費相当支出額

年間収入階級(万円) (5分位)	世帯主の勤め先収入 (万円:A)	年間支出額(円)							(B) (A)
		衣料品	身の回り品	通勤費	書籍・文具等	理容・洗濯	こづかい・つきあい費	計(B)	
(~460)	304.5	11,901	9,480	11,336	50,148	9,888	133,661	226,414	7.4
(~609)	419.6	19,711	11,628	15,780	67,410	14,047	202,454	331,030	7.9
(~764)	511.5	26,740	21,708	21,557	80,839	20,631	272,243	443,718	8.7
(~988)	646.7	35,779	20,492	24,049	101,125	23,073	322,272	526,790	8.1
(988~)	813.7	51,727	25,476	40,556	115,921	30,915	405,594	670,189	8.2
平均	539.2	29,170	17,756	22,655	83,089	19,711	267,245	439,626	8.2
支出品目別内訳		背広服、男子用コート、ワイシャツ、男子用下着、ネクタイ、男子用靴下、男子靴	眼鏡、コンタクトレンズ、傘、他のバッグ、腕時計	鉄道通勤定期代、バス通勤定期代	新聞、書籍、学習参考教材、パソコン、ワープロ、文房具	理髪料、仕立て代、洗濯代	世帯主こづかい(内容不明)、つきあい費		
除外した主な品目等		婦人用及び子供用の衣料品、和服・上着、学校制服、シャツ・セーター類、他の男子用衣料品	ハンドバッグ、通学用、旅行用のバッグ、装身具	自動車等関係費	雑誌・週刊誌、授業料等、教科書、補修教育	パーマメント代、セット代、カット代、理美容用品	他のこづかい、贈与金、仕送り金	宿泊料、バック旅行費、月謝類、冠婚葬祭費	

- (備考) 1. 総務省「家計調査年報」平成13年より作成。
 2. 年収階級5分位は世帯の年間収入ベース、世帯主の勤め先収入は月平均収入×12により作成。
 3. 勤労者世帯の1世帯あたりの年間支出金額により作成しており、世帯主以外の家族の分も含まれる。

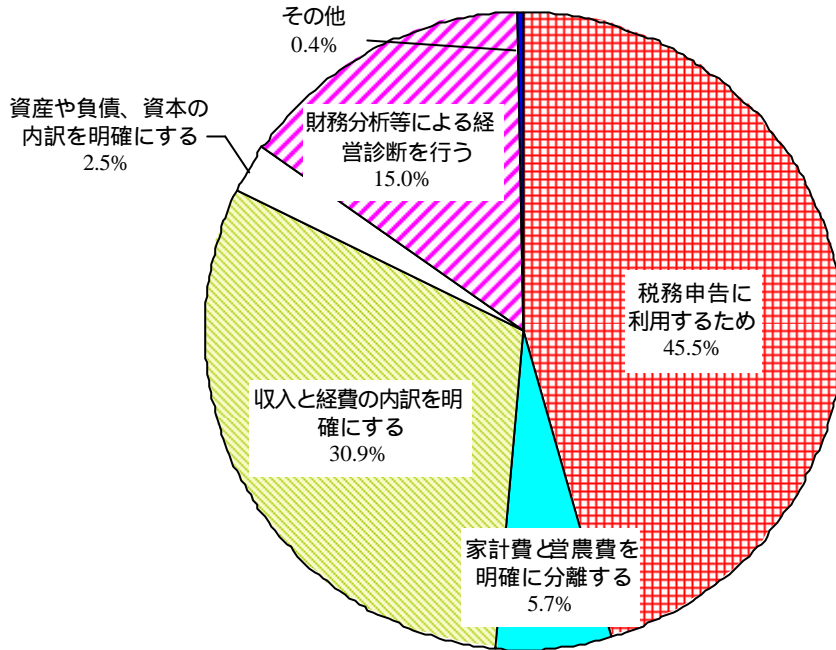
図表 2 - 1 0 給与所得控除額、給与収入に対する比率



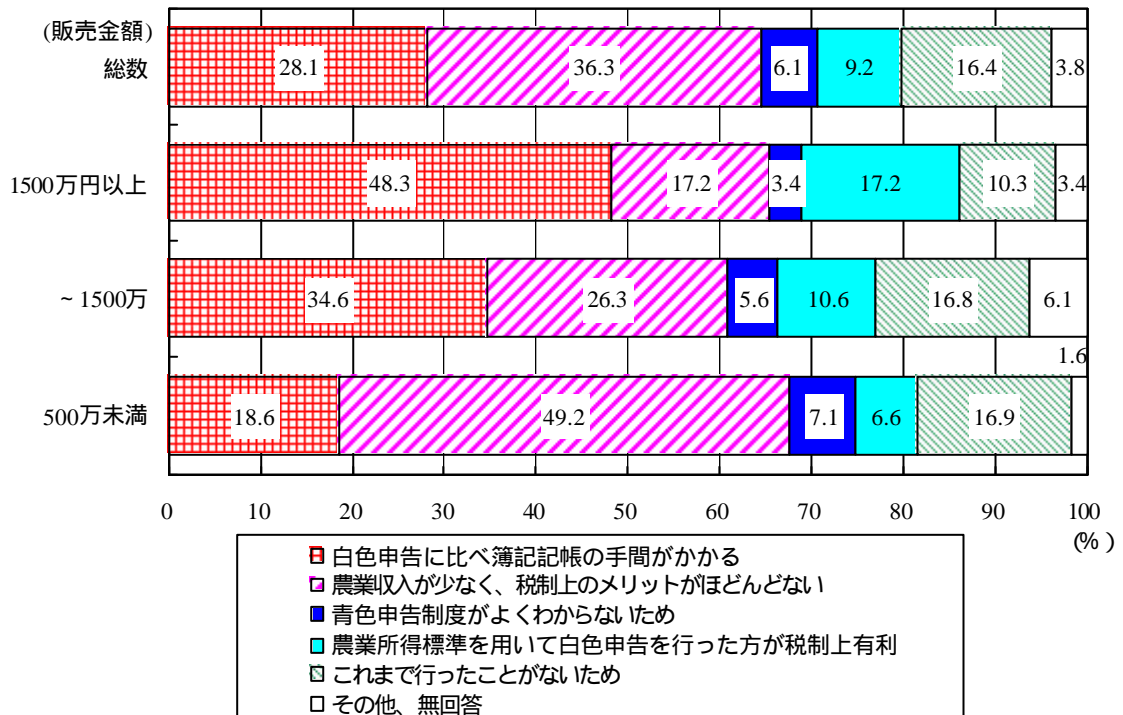
- (備考) 1. 現行の税制に基づき作成。
 2. 給与収入額に対する給与所得控除額、及び控除額の給与収入に対する比率を算出。

図表 2 - 1 1 農業所得者の簿記会計に対する認識

簿記会計を行う理由



青色申告を行わない理由



(備考) 1. 農林水産省(2001)「農業経営の管理に関する意向調査」より作成。
 2. 財務分析等による経営診断とは、財務諸表等を利用した財務分析を行い、これを踏まえて経営課題の整理、経営改善方針の判断を行うことをいう。

図表3 - 1 個人課税部門(所得税)の税務調査状況

区分		実地調査			簡易な接触			調査等合計				
		H11	H12	H13	H11	H12	H13	H11	H12	H13		
納税申告件数	千件	-	-	-	-	-	-	7,400.6	7,273.5	7,076.5		
調査等件数	件	125,957	92,560	72,093	622,609	724,322	795,223	748,566	816,882	867,316		
申告漏れのある件数	件	114,707	82,929	63,184	499,001	535,119	561,629	613,708	618,048	624,813		
調査率(*)	%	-	-	-	-	-	-	8.3	8.5	8.8		
発見率	%	91.1	89.6	87.6	80.1	73.9	70.6	82.0	75.7	72.0		
納税申告所得総額	兆円	-	-	-	-	-	-	41.11	41.22	39.96		
申告漏れ所得金額	億円	7,900	6,198	4,922	6,153	5,632	4,592	14,053	11,829	9,514		
申告漏れ割合(*)	%	-	-	-	-	-	-	3.4	2.9	2.4		
追徴税額	本税	億円	1,447	1,136	931	360	316	258	1,807	1,452	1,190	
	加算税	億円	245	197	158	36	27	24	281	223	182	
	計	億円	1,691	1,333	1,089	396	343	283	2,088	1,675	1,372	
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	627	670	683	99	78	58	188	145	110	
	追徴税額	本税	万円	115	123	129	6	4	3	24	18	14
		加算税	万円	19	21	22	0.6	0	0.3	4	3	2
		計	万円	134	144	151	6	5	4	28	21	16

- (備考) 1. 国税庁「税務統計から見た申告所得税の実態」、国税庁ホームページ資料より作成。
 2. 個人課税部門の調査の内、所得税担当の実績。
 3. 税務調査については、各課税年度の7月から6月までの実績。納税申告件数及び所得総額は各課税年度の実績(H13については速報値)。
 4. 調査対象は納税申告者のほか、還付申告及び無申告者も該当するため、*印には留意を要する。

図表3 - 2 1件当たりの申告漏れ所得が高額な業種

	11年度			12年度			13年度		
	業種目	金額	割合	業種目	金額	割合	業種目	金額	割合
1位	貸金業	3,884	82	パチンコ	6,899	48	貸金業	3,505	58
2	風俗業	2,601	75	建売業	2,925	38	風俗業	2,130	76
3	病院	1,786	9	貸金業	2,870	69	病院	2,061	6
4	人材派遣業	1,333	47	風俗業	2,287	74	くず金卸売業	1,817	123
5	葬儀業	1,120	25	病院	2,170	10	スナック	1,532	74
6	食肉小売業	1,078	31	葬儀業	1,186	25	パー	1,071	55
7	内水面漁業	1,024	56	鮮魚卸売業	1,158	31	弁理士	1,065	11
8	食肉小売業	957	33	畜産業	1,071	14	食肉小売業	1,049	30
9	鮮魚卸売業	949	27	くず金卸売業	1,030	34	葬儀業	1,035	26
10	簡易旅館	940	35	パー	1,005	57	人材派遣業	999	38

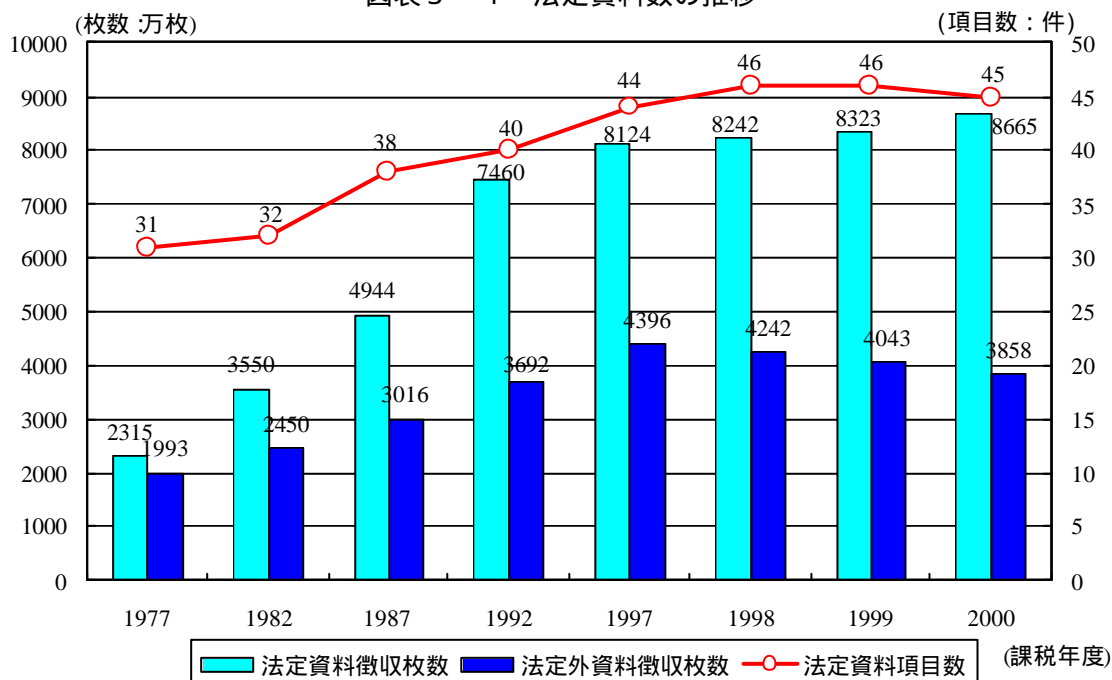
- (備考) 1. 国税庁ホームページ資料より作成。
 2. 個人課税部門の調査の内、所得税担当の実績。各年度7月から6月の実績。
 3. 金額 = 申告漏れのある内、1件当たりの申告漏れ所得金額(単位：万円)。
 割合 = (申告漏れ所得) / (調査前所得 + 申告漏れ所得) による申告漏れの割合(単位：%)。
 100%を超えるものは、調査前所得金額が赤字であったことによる。
 4. 平成11年度については、調査件数が少ないが所得金額が高額な業種として、パチンコ(3,998万円)、キャバレー(1,700万円)が注記されている。

図表3 - 3 異議申立ての発生・処理件数

区分	発生件数	処理済み件数の内容						計	
		取り下げ	却下	棄却	全部・一部 取り消し	その他	審査請求と みなした物		
1990	8,102	2,233	389	6,318	566	2	13	9,521	
95	5,743	1,333	257	3,428	553	0	38	5,609	
96	6,051	1,311	353	3,729	629	1	25	6,048	
97	5,744	1,557	311	3,505	535	3	61	5,972	
98	5,785	1,163	387	3,338	566	6	43	5,503	
99	5,674	1,217	414	3,357	684	7	26	5,705	
2000	5,650	941	404	3,599	850	5	75	5,874	
H 12 内 訳	所得税	2,696	357	98	1,888	472	0	17	2,832
	法人税	559	169	29	326	71	0	4	599
	その他	1,817	267	117	1,088	304	4	54	1,834
	徴収関係	578	148	160	297	3	1	0	609

- (備考) 1. 国税庁「日本における税務行政」平成13年より作成。
 2. 処理件数が発生件数より多い年度があるのは、処理済件数中に過年度に発生したものを当該年度に処理した件数が含まれているため。

図表3 - 4 法定資料数の推移



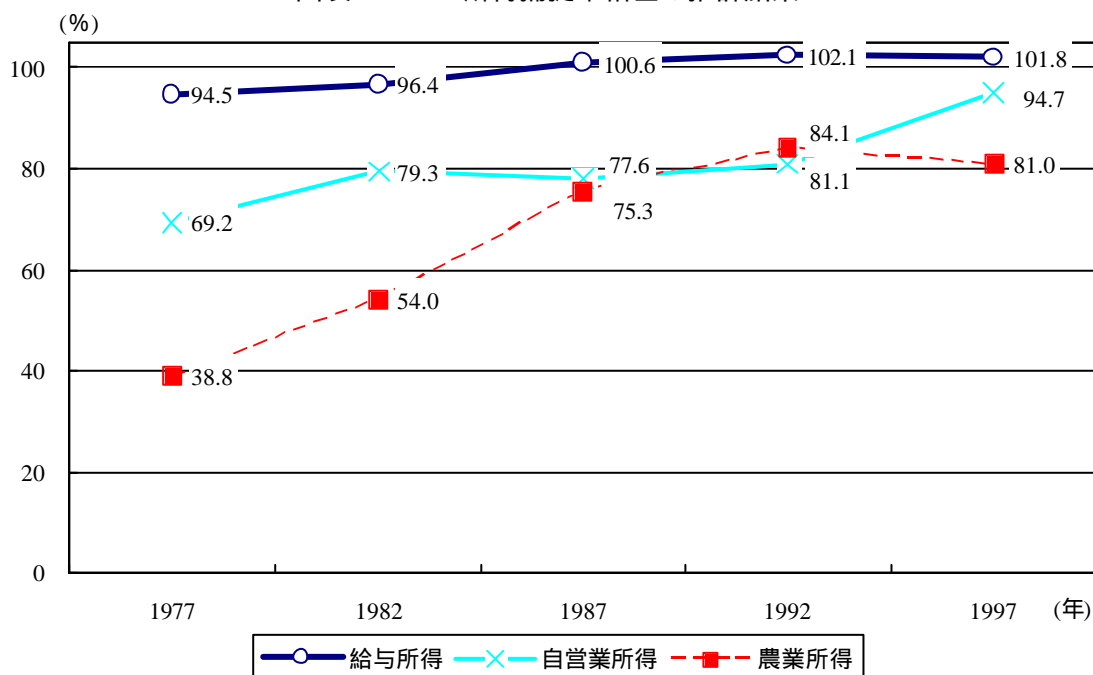
- (備考) 1. 国税庁「事務年報」より作成。
 2. 所得税に関する法定資料について作成。

図表 3 - 5 所得捕捉格差の主要先行研究一覧

論文名	分析手法	比較対象	対象年	推計結果
石(1981)	国民所得統計における各業種のマクロの所得額と、税務統計におけるマクロの所得額を、概念をすり合わせた上で比較推計	所得間の比較	70～78年	所得額捕捉率 88.1～100.3%：55.8～72.8% %：19.7～33.6%
Konishi(1993) (小西(1997))	石(1981)と同様に推計。また、全国消費実態調査から得た所得分布によって実効税率を求め、国民経済計算の所得に乗じて納税額の格差も推計。	所得間の比較	84年	所得額 101.7%：46.8%：24.0% 税額 103.9%：44.8%：63.6%
本間・井堀・跡田・村山(1984)	所得再分配調査から、給与所得世帯の直面する租税関数を求め、それを自営業世帯と農業世帯に適用することによって算出した税額と実際の税額を比較。	各種世帯の税負担の比較	66,71,74,77年	給与所得者 = 100とした場合、 自営業53.6～68.6% 農業34.1～52.7%
本間・跡田(1986)	本間・井堀・跡田・村山(1984)をベースに、租税関数を線形から非線形に置き換えて再推計	各種世帯の税負担の比較	66,71,74,77,80年	給与所得者 = 100とした場合、 自営業49.5～67.3% 農業37.3～54.4%
林(1995)	就業構造基本調査等の各所得者数に、個人企業経済調査等から得た平均所得を乗じ、調整を行い推計	所得者間の比較	79,82,87年	79年 101.3%：52.5%：13.3% 82年 99.4%：58.6%：14.3% 87年 101.4%：61.7%：20.7%
経済産業省(2001)	石(1981)と林(1995)の両方の手法	-	-	所得額捕捉率 100%：80%：40%

(備考) 1 . 各論文より作成。

図表 3 - 6 所得捕捉率格差の推計結果



- (備考) 1 . 国税庁「税務統計から見た申告所得税の実態」「同民間給与の実態」、内閣府「国民経済計算年報」、総務省「就業構造基本調査」等より作成。
 2 . (税務統計上の各種所得総額) / (国民所得統計上の各種所得総額) に調整を加えて算出。
 3 . 詳細な推計方法については、付注 2 を参照。

付注 2 所得捕捉率格差の業種間比較の推計方法

第 3 章における、所得捕捉率の格差の業種間比較に関する具体的計算方法や計算結果は、以下のとおりである。

1. 推計の枠組み

納税申告され、税務署に把握されて課税対象となっている所得額と、実際に得られている所得額（「真の所得」）を給与所得、自営業所得、農業所得それぞれについて比較することにより、所得捕捉率を計測し、その格差を検証する。具体的には、税務統計と国民所得統計の間での違いを調整した上で両者において把握されている所得の格差を推計する。

ただし、異なる統計を用いて比較を行うため、その概念上の差異によって生じる所得のカバレッジ等の違いを考慮する必要がある。特に留意を要するのが、所得控除等によって納税額なくなる課税最低限以下の者については納税申告義務がないため、税務署によって把握される税務統計上の所得にはそれらの所得は含まれないことである。このデータを補うために、業種別、所得階層別の所得者数データを含む、総務省「就業構造基本調査」を用いた。この統計調査は 5 年毎に実施され、直近の調査結果が 97 年のため、ここから 20 年分遡り、77～97 年の 5 時点に対して推計を行うこととした。

なお、経済企画庁「国民経済計算年報」については、2001 年度より従来の 68SNA から 93SNA への基準改訂が行われているが、80 年代まで遡及した 93SNA に基づくデータが現時点で再推計されていないこと、時系列での比較をする上で基準は統一すべきであると判断したことから、国民所得統計については、経済企画庁「国民経済計算年報」平成 12 年版に示される 68SNA での時系列データを採用した。

2. 具体的計算方法と使用データ

(1) 給与所得

給与所得については、カバレッジの違い等、調整すべき項目はほとんどない。

税務統計の所得については、国税庁「税務統計から見た民間給与の実態」及び同「申告所得税の実態」より得られる給与収入²の合計となる。ただし、87 年以前については、国

¹ これらの控除はあくまで税法上のものであり、当然国民所得統計においては各種所得に含まれる。

² 国民所得統計と比較する上では、源泉徴収対象だけでなく、申告所得に含まれる給与も計上する必要がある。なお、「税務統計から見た申告所得税の実態」で得られる給与所得は、給与所得控除後であり、これを所得階層別に給与所得控除前の給与収入に調整した。

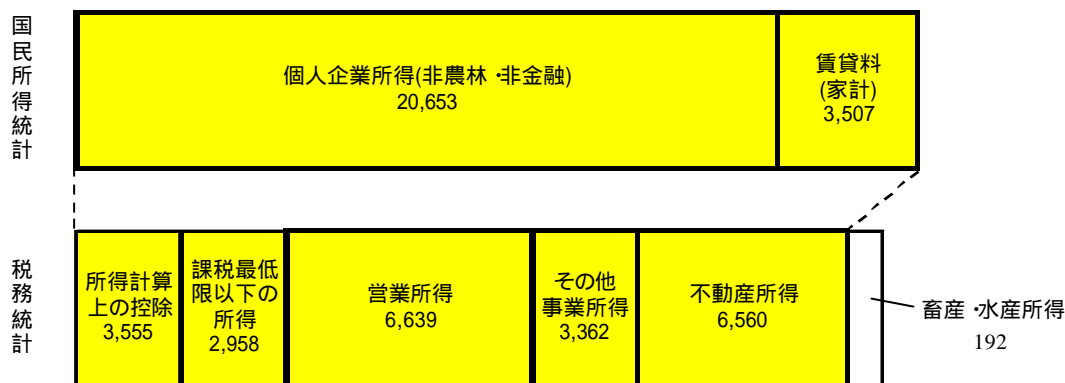
税庁「国税庁統計年報書」より得られた年金・恩給の額を控除した³。

一方これに対応する国民経済計算上の給与収入については、「国民所得および国民可処分所得の分配」における雇用者所得の内、賃金・俸給の額となる⁴。

(2) 自営業所得

自営業所得については、給与所得よりも調整がかなり複雑であり、一部大胆な仮定を必要とする。以下のイメージに沿って推計を行った。

参考図表 事業所得の捕捉率の推計方法



(備考) 1. 各種統計資料より、97年分について作成。

まず第一に、自営業所得に含まれる産業区分の調整を行う。税務上の自営業所得に含まれる所得は国税庁「税務統計から見た申告所得税の実態」における事業所得(税務統計上は農業所得は除かれる)、その他事業所得(弁護士、医師などの自由職業人)、及び不動産所得⁵である。これに対応する国民所得統計上の所得は、やはり国民所得及び国民可処分所得の分配における、個人企業所得のその他の産業(非農林・非金融)に家計の賃貸料を加えたもの⁶となる。更に事業所得のうち、畜産・水産業所得を、国税庁「国税庁統計年報書」より抽出し、控除した。なお、金融業所得についても厳密には控除する必要があるが、統計上入手困難であり、また、総務省「就業構造基本調査」で示される、自営業主に占める金融・保険業の人数割合は0.9%と僅少であることから、これについては考慮しなかった。

次に、所得統計上経費と認められず、税務上損金参入される所得計算上の控除を調整す

³ 現在の所得税の所得区分において公的年金等は雑所得に含まれるが、87年以前については給与所得に含まれていたため、国民所得統計との定義の相違から、これを調整した。

⁴ 雇用者所得には、社会保障雇主負担及びその他雇主負担が含まれるが、これらは課税所得の対象外となる。なお厳密には、税法上の給与所得には他に職務上不可欠でない現金給付などが含まれるが、その正確な執行及び統計上の区別は困難である。

⁵ 今回の推計のベースとなった石(1981)では、この内主たる所得が不動産所得である者の比率を推計し、これをもって不動産賃貸業を営む事業所得者の所得としている。今回の推計では、本文記載の通り、事業所得者ではなく事業所得の捕捉率を推計すべき対象と定義したため、給与所得者の副業などの不動産所得も合算し、不動産所得全体を対象とした。よって対応する国民所得統計でも家計の受取賃貸料を合算した。

⁶ 持ち家の帰属家賃は、個人企業所得で別途区分されている持ち家に含まれるため除かれる。

る必要がある。具体的には、数量的に影響を及ぼしえる大きさで、かつデータとして利用可能な、専従者控除及び青色申告特別控除を税務統計上の所得に加算した⁷。専従者控除額は、国税庁「税務統計から見た申告所得税の実態」の青色及び白色専従者控除総額(事業所得者+その他事業所得者+その他所得者-山林所得者分)を用いた。青色申告特別控除については、青色申告者数(山林所得者を除く)×青色申告特別控除額によって算出⁸した。

3番目に、これが最も難しい調整であるが、前述の通り、課税最低限以下の所得、無資格者及び控除失格者の所得分の調整が必要となる。これにはまず、課税最低限のラインを設定することを要する。具体的には、青色事業者、白色事業者それぞれについて、平均的な世帯構成⁹による人的控除と及び平均的な低所得者のその他控除を算出する。まず厚生労働省「国民生活基礎調査」より自営業世帯の平均世帯人員数を求め、事業所得者の平均専従者数が1.2人であることから、妻は事業専従者として各種人的控除を求めた。そしてその他控除については、国税庁「税務統計から見た申告所得税の実態」より営業所得者の所得70万円以下の層の平均控除額によって求めた。

参考図表 自営業の平均的な課税最低限

対象年	基礎控除	扶養控除	社会保険料控除		専従者控除		青色申告特別控除	その他所得控除	課税最低限ライン	
			青色	白色	青色	白色			青色事業者	白色事業者
1977	29	50.6	20.0	16.2	64.5	40	10	3.1	177.2	138.9
1982	29	49.4	45.0	32.7	88.1	40	10	3.0	224.5	154.1
1987	33	49.1	40.4	34.4	74.2	45	10	2.2	208.9	163.7
1992	35	54.2	52.0	45.9	112.7	80	10	3.9	267.9	219.0
1997	38	57.0	67.2	58.7	120.1	86	22.5	3.5	308.3	243.2

(備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」、国税庁「税務統計から見た申告所得税の実態」より作成。

そして、総務省「就業構造基本調査」で得られる所得階層別の所得者数の内、課税最低ライン以下の人数にそれぞれの平均所得を乗じて課税最低限以下の所得総額を求めた。

(3) 農業所得

農業所得については、税制上自営業所得と同様に扱われる申告納税形態のため、基本的な推計方法は自営業所得と同様になり、主たる相違は所得の定義の調整である。

税務統計上の所得は国税庁「税務統計から見た申告所得税の実態」の農業所得で定義さ

⁷ 石(1981)では貸倒引当金及び価格変動準備金も計上しているが、87年以降の推計年のデータがなく、57年以前も繰入額のみ記載となっている。貸倒引当金等は洗替方式をとっており、毎期戻入がなされるため、繰入額のみ計上することは必ずしも実態に即しているとはいえないため、今回はこれを織り込まない。なお、石論文ではこれを国民所得統計から控除しているが、これは実際に存在する所得であり、むしろ税務統計上の所得に加算すべきであろう。矢澤(1987)も同様の指摘をしている。

⁸ 93年より、事業所得者及び不動産所得者で正規の簿記にしたがって記帳している者は35万円(02年では55万円)、現金主義をとっている者(所得額300万円以下の者は選択可能)は10万円の控除額となっている。97年分については、所得300万円以下の内その半数が現金主義を採用していると仮定した。

⁹ 世帯構成はその所得と関連しないと判断される。石(1981)では標準世帯の人的控除としているが、標準世帯の全世帯に占める割合は多くなく、より厳密に自営業世帯での平均的な世帯構成で算出した。

れる。これに対応する国民所得統計上の定義は、やはり国民所得及び国民可処分所得の分配における、個人企業所得の農林水産業から、農業以外の部分を控除した額となる。2000年版の国民経済計算年報では、農林水産業の内訳を個人企業レベル及び営業余剰レベルで入手できないため、この調整は国税庁「税務統計から見た申告所得税の実態」「国税庁統計年報書」より、農業所得、山林所得、畜産水産業所得の比率を計算、按分することによって行った。

その他の調整は、自営業所得と同じ方法を取った。

3. 推計結果

推計結果は、本文図表3-6に示されている。

今回の推計は石(1981)をベースに、現在得られる統計データ等を勘案し、また定義や推計手法に一定の変更を加味した上で行った。そのため当然に得られる推計結果にも若干の相違がある。推計年が共通する77年の結果については、石論文では91.3対71.0対20.9となっているが、本稿の推計結果では94.5対69.2対38.8となっている。特に農業所得の乖離が大きいが、これは国民所得統計自体の基準改訂によってそもそもの個人企業所得(農林水産業)の数値が、5.0兆円から5.5兆円に大幅に変わっていることが最大の要因となっている。

統計データの基準改定などによる正確性の問題や課税最低限の仮定などの難しい問題があり、また三面等価の原則に基づいて作成される国民所得統計にも現れない地下経済の存在も懸念される。そのため、ここで得られた一時点の推計結果をもって、クロヨン問題について議論を行うことには批判もあろう。しかし推計に用いたデータや所得の定義や調整項目は統一されており、少なくとも、所得捕捉率の業種間格差が縮小しているという結論については、間違いがないものと考えられよう。

